

戦後ドイツのユダヤ人社会
—ホロコースト（破局）からの再生—

井上茂子（史学科）

<はじめに>

- ・ ホロコースト：第二次大戦中のナチ・ドイツによるヨーロッパ・ユダヤ人の大量殺害（500～600万人）
- ・ 戦後ドイツにユダヤ人社会。なぜ「ヒトラーの国」に？
- ・ ドイツ・ユダヤ人は戦後いかに破壊された共同体を再建したか + 周りの社会（ドイツ+世界）

<ドイツ・ユダヤ人生存者>

① 混合婚のユダヤ人

ユダヤ人の中で優遇、42年末：東部移送対象でない17,000組弱の混合婚

混合婚ユダヤ人の特別扱い、why?

「優遇される混合婚」と「優遇されない混合婚」の別

1944年、混合婚ユダヤ人の移送開始

② 地下潜伏者

「地下生活者」、「Uボート」

大都市のみに可能、体力、精神力、経済力が必要、

12,000～15,000人が帝国内の潜伏 → 3,500～4,000人生存、ベルリンに1,400人

③ 強制収容所や労働収容所で戦争末に解放された人

数千人、大半はテレージエンシュタット強制収容所で解放

- ・ 1933年6月 ドイツのユダヤ人：50～55万人

1941年10月（ユダヤ人の国外移住禁止）までに30万人以上出国、以降東部移送開始

移住禁止後も亡命・避難した人1万人

東部移送やドイツ国内で殺害されたユダヤ人14～16万人

終戦時のドイツ・ユダヤ人の生存者：推定2万人前後、生存者の3/4近くが混合婚ユダヤ人

1947年国内のドイツ・ユダヤ人の平均年齢：55歳（高い）

7000人（生存者の1/3～1/2）はベルリン

<生存の戦い>

- ・ 健康状態の悪さ、物資欠乏←NSの搾取

- ・ 海外Jからの援助（Jの助け合いの伝統）

ジョイント（アメリカ・ユダヤ人合同分配委員会 1914年設立）

ユダヤ人救援部隊（英）：6月末に英軍占領地区

ユダヤ機関（パレスチナ）：

<連合軍の対ユダヤ人方針> (ドイツ: 1945-49 まで英米仏ソの4カ国占領下)

- ・ 戦争直後: ドイツ人とドイツ系ユダヤ人の区別わずか
- ・ 連合軍の方針: ナチの被被害者はドイツ国籍でも難民と同等扱い=連合国救済復興事業局の援助
- ・ 救済復興事業局、ドイツ・オーストリア・イタリアに難民キャンプ設立
- ・ 難民キャンプ外のドイツ・ユダヤ人: 処遇は4占領地区で差
 - (米): 難民と同等扱い方針、but 末端では不徹底 → 大統領指令
 - (英): ドイツ人と同じ扱い ← ドイツ社会に統合されるべし (シオニストへの反証)
 - (仏): ドイツ人と同じ扱い ← 人数少ない、「ユダヤ人」概念難、食糧事情悪い
 - (ソ): 難民キャンプなし、ドイツ人の中で被被害者として一定の優遇 (共産主義者より下位)

<「ユダヤ人」としての戦後>

- ・ 連合軍の考え: ×「ユダヤ人=人種」(ナチの人種論)、
 - ユダヤ人も非ユダヤ人も「市民」→「法の前の市民の平等」=近代国民国家の原則
 - =ホロコースト以前の世界観
- ↓
 - But ユダヤ人には肯定的「差別」(アフターマティヴ・アクション)の必要
- ジレンマ: a) ユダヤ人という犠牲者の特定=ナチの人種論に戻る → 国家原則に触れる
- b) 平等原則だと迫害者・被被害者の区別できず → ユダヤ人には第二の不正
- ・ ユダヤ人の希望: 「法の前の市民の平等」<ユダヤ人としての取り扱い (cf.戦前)
- ・ 戦後ユダヤ人社会の形成
 - ドイツ・ユダヤ人+ 東欧のホロコースト生存者 → 戦後ユダヤ人共同体 (多様性)
- ・ ユダヤ世界では「ドイツ=殺人者の国」→ ドイツに暮らすユダヤ人への風当たり強い
- QA. 信徒団体の財産の相続権争い (海外のユダヤ人 vs ドイツ・ユダヤ信徒団体)
- ・ ナチ時代との連続性
 - 終戦直後: 自然発生的な相互扶助組織は、被被害体験共有者=ナチ定義のユダヤ人
 - ドイツ在住ユダヤ人全国連合 (1939年ゲシュタポ管轄下設立) の存続 → 緊急的な福祉施設へ

<「ユダヤ人」とは誰のことか>

cf. ナチの定義: 「1/2以上のユダヤの血統を」以上の人

- ・ ユダヤ教での定義: ユダヤ人の母の子、or ユダヤ教への改宗者 (宗教と民族の概念の混合)
- ・ ドイツ第二帝政以降のユダヤ信徒団体: 信仰による定義
- ・ 終戦直後のユダヤ人人口の把握困難 → 再定義の必要
- ・ 信徒団体参加資格の明確化 ← 救援物資の配分に関連
- ・ 信徒団体はユダヤ教徒に限定 (cf. 混合婚のドイツ人は特別援助)

<東欧ユダヤ人難民 (DP)>

DP=Displaced Person

- ・ 終戦時のヨーロッパの難民 700万人 (ユダヤ人ごく一部)、大半は終戦後帰国 (ソ連国籍者は強制送還)
- ・ ユダヤ人難民は増加、東欧ユダヤ人、西側連合軍支配地域へ

- ・ 難民キャンプ内の状況劣悪
- ・ 1945年後半のユダヤ人難民 68,000 人、(米地区 54,000 人、英地区 13,000 人、仏地区 1,500 人)
- ・ ポーランド・ユダヤ人の増加
 - 1945 冬からドイツへ来るユダヤ人難民増加、46 年に目立って増加 (大半がポーランドより)
 - ポーランド・ユダヤ人：戦前 350 万人、300 万人以上殺害、45 年夏にポーランド国内に 8 万人、大戦中ソ連領内に避難したポーランド・ユダヤ人 8~20 万人→ 16 万人 1946 年初ポーランド帰国
 - 帰国したポーランド・ユダヤ人への敵意→1946 年 7 月 4 日キェルツェ・ポグロム (襲撃・殺害)
 - ドイツに流入 → 1947 年ドイツのユダヤ人人口 184,000 人へ (ほぼ米地区)
- ・ ユダヤ人難民はパレスチナ移住への一段階と位置づけ
 - ドイツのユダヤ人難民キャンプの満杯状態 → ユダヤ人国家設立の大義のアピール
 - シオニスト組織は米地区に難民を集中
 - 1947 年 2 月英国はパレスチナ問題を国連に委託、48 年イスラエル建国、
 - 建国以前に 115,000 人がヨーロッパからパレスチナへ移住

<難民キャンプの生活>

- ・ ドイツの異質集団 (閉鎖的、治外法権的、自治的)、占領軍と救済復興事業局は内政不干涉
- ・ 種々のリハビリ生活 (衛生観念、社会規範、対人関係)
- ・ 空前の結婚・出産ブーム
- ・ 生き残った意味を探る → 「ユダヤ人国家」=失った家族の代替物 → 強烈なシオニスト
- ・ 労働意欲のリハビリ難 (ナチ時代の奴隷労働の記憶)
- ・ 救援物資を闇市に流して移住資金 → 難民キャンプ周辺に闇市 → ドイツ人反ユダヤ感情刺激
- ・ 東欧ユダヤ人難民：ドイツ系ユダヤ人にも異質、同胞意識あるが、旧来の差別感情の増大
- ・ ユダヤ人内の東欧難民系 vs ドイツ系の対立 (とくに米地区)
 - ドイツ系：信徒団体理事会被選挙資格の差別化 (戦前のドイツ居住者限定など)
 - 東欧難民系：「信徒団体のユダヤ人=同化ユダヤ人」と侮辱
 - 「ドイツでのユダヤ人社会再建=ユダヤ民族への裏切」
- ・ 救援物資：たいてい難民側組織で配分、各都市の信徒団体は排除されがち
- ・ ユダヤ人難民の移住
 - 48 年 5 月イスラエル建国、ユダヤ人難民続々移住、48・49 年にドイツから 6 万人以上移住、
- ・ ユダヤ人専用キャンプ次々閉鎖、ドイツ残留のユダヤ人難民：12,000~15,000 人
 - ① 健康上の理由あり、②行くあてなし、③イスラエルから帰還、④ 自らの選択でドイツ残留
 - (ドイツ人と結婚 or ドイツで経済的基盤確立 etc)

<海外ユダヤ人のドイツ・ユダヤ観>

- ・ 海外のユダヤ人世界では、ドイツ・ユダヤ社会はナチ・ドイツ崩壊で終わったと認識
- ・ ユダヤ信徒団体にいるドイツ系も海外移住する人多い→ドイツ・ユダヤ社会は消滅すると想定

- ・ 予想に反し、戦後にドイツに帰国するユダヤ人が出現
 - ① 海外に亡命していた社会主義者・共産主義者
 - ② 上海のユダヤ人（1941年まで国際自由港でビザ不要）
- ・ 帰国者とキャンプを出たユダヤ人難民が信徒団体参加→ドイツの信徒団体強化→海外ユダヤ人困惑
- ・ 世界ユダヤ人会議第二回会議 1948年モントルー決議

「血に染まったドイツに根を下ろすな」
- ・ ドイツでのユダヤ人社会再建に否定的になる理由
 - ① 強いドイツ嫌悪感
 - ② ドイツの信徒団体のユダヤ人性に懐疑（大半が混合婚、不正手段で生きのびた疑惑、「ユダヤ人国家」のアンチテーゼ、→ディアスポラの最下位、ユダヤ世界のパリア
- ・ 移住への最後通牒：1950年7月にユダヤ機関は「今後移住の援助は打ち切り」と通告
- ・ 移住できない理由：家族、仕事、老齢、海外ユダヤ人の反ドイツ感情、シオニストの高慢さへの反発
- ・ 信徒団体の構成が大変化：49年3月、信徒団体で、難民系 52%、ドイツ系 48%

（バイエルンでは9割が難民系、北西ドイツでは過半数ドイツ系）
- ・ ドイツの新しいユダヤ人社会
 - ① ドイツ系（混合婚中心）+海外帰国者+ドイツ残留の東欧系難民（=非均質的集団）
 - ② 宗教的には正統派だが、アイデンティティではドイツ文化への結びつき弱まる

<信徒団体の公共財産をめぐる争い>

- ・ 戦前のドイツ・ユダヤ人社会の財産をいかに戦後処分するか：ユダヤ人継承組織問題
- ・ ユダヤ人財産を犠牲者側に渡すためのユダヤ人継承組織を設立
- ・ 48年米地区で、50年8月で、52年仏地区でユダヤ人継承組織設立（米英仏に上部組織）
- ・ ドイツの信徒団体：戦前の信徒団体の財産権を自己が有すると理解 vs 継承組織は反対：

→ アウグスブルク判決で法的断絶決定：いったん継承組織に返還、必要に応じて信徒団体に譲渡
- ・ ドイツの信徒団体のユダヤ人：公共財産が他人の手に渡る→いままで海外の同胞に政治的・経済的に依存してきたが、1950年代より見方になってくれたドイツ行政へ接近

<ドイツ社会のなかのユダヤ人>

- ・ アデナウアー体制(1950年代)：①西側統合、②旧ナチ取り込み社会の安定、③ユダヤ人との和解
- ・ 撲滅されない反ユダヤ主義あるが、「親ユダヤ主義=反・反ユダヤ主義」の国是
- ・ 海外ユダヤ人との対話 → ユダヤ人への補償協定、政治的迫害を受けるユダヤ人の避難所ドイツ
- ・ ドイツのユダヤ人：閉鎖的集団 → 世代交代でドイツに定着、物静かな組織 → 発言力 up

参考文献

武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』白水社、2005年
 同『ユダヤ人財産はたどたどのか』白水社、2008年
 R.ヒルバーグ『ユダヤ人の絶滅』柏書房、1997年。